

年会費延滞金細則

(目的)

第1条 この細則は、正会員が会費を期限内に納付しない場合の公正な取扱いを定める。

(会費納入の延滞金)

第2条 正会員、準会員となった者は定款第10条に基づき別に定める規程に基づき会費を期限内に納入しなければならない。会費が期限内に納入されない場合は、その支払遅延期間に応じて下記表に基づく延滞金を支払う義務が生ずる。

(延滞金)

第3条 延滞金を含む年会費の総額が納入された時点で、会費の納入が完了となる。従って、延滞金を含む年会費の総額の一部のみが入金がされても、延滞金は加算され、さらに時期の経過とともに増額する。

(資格の喪失)

第4条 延滞金を含めた会費総額を1年以上滞納した場合には、定款第8条の定めに基づき資格の喪失となる。

(延滞金の金額)

延滞金はその未納期間により、会費とは別に以下の通り発生する。

納入月	4月末日まで	5月～7月	8月～10月	11月～1月	2月～4月
JPTA 年会費	なし	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
USPTA 年会費	なし	500 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円
合計	なし	1,500 円	3,000 円	4,500 円	6,000 円

附 則

この規程は平成15年4月1日より施行する。

一部改定 平成23年4月1日